

鎌倉市ゆめひかる文化芸術子ども表彰について

1 制度の趣旨

文化芸術活動において顕著な成績を収めた市内の子どもを表彰することによって、子どもの文化芸術活動に対する意欲を高め、子どもたちの文化芸術活動を応援することを目的とします。

2 表彰の対象

(1) 対象者

本市に在住または在学の中学生以下の個人、又は市内を活動拠点とし、構成員の半数以上が中学生以下の団体。

(2) 基準

- ア 官公署が主催・共催・協賛・後援する、全国的な規模の大会・コンクール等または関東地区大会・コンクール等へ出場・出品した場合（予選及び選抜を経たものに限る。）
- イ 官公署が主催・共催・協賛・後援する、市区町村規模で開催された大会・コンクール等における優勝（または同等の成績）
- ウ 官公署が主催・共催・協賛・後援する、都道府県規模で開催された大会・コンクール等における優勝または準優勝（または同等の成績）
- エ 官公署が主催・共催・協賛・後援する、都道府県予選及び都道府県選抜のない全国的な規模の大会・コンクール等における優勝または準優勝（または同等の成績）
- オ その他、特に顕著な成績と市長が認めたもの

(3) 分野

芸術分野…美術、写真、音楽、演劇、舞踊、文芸、芸能等
学術分野…人文科学、社会科学、自然科学等（スピーチコンテストを含む）

(4) 再度表彰

再度の表彰も可能とします。

(5) 対象期間

原則、前年の7月1日から表彰実施年の6月30日までの間に要綱で定める基準の成績を収めた子どもを対象として、毎年11月に表彰します。

(6) 対象とならないケース

当該年度の鎌倉市市政功労者表彰の授与を受けるものは対象外とします。

3 表彰までの流れ

(1) 被表彰候補者の把握

- ア 市民からの推薦（自薦も可）
- イ 文化協会等関係団体、学校等からの推薦

(2) 選考委員会

選考委員会を設置し、委員会での審議を経て被表彰者を決定します。

(3) 表彰式

年1回、表彰式を開催し、表彰状を授与します。